

【構造設備等基準】

○ 配置及び施設の基準（施行条例第3条、第4条）

※個室関係を除く。

類別	一般公衆浴場	その他の公衆浴場	
設置場所	<input type="checkbox"/> 既設の一般公衆浴場から300m以上離れていること。 (条例第3条)	適用なし。	
外部との区別	<input type="checkbox"/> 内部が直接外部から見通しができない構造であること。(条例第4条1号ロ) <input type="checkbox"/> 外部に開放する排水口、窓等にはねずみ・衛生害虫等の防除のため金網等を設けること。 (衛生等管理要領)	一般に準じる。	
男女の区別	<input type="checkbox"/> 出入口・脱衣場・洗い場・浴槽は男女を区別し、互いに見通しができないよう障壁を設けること。 (条例第4条1号イ) なお、隔壁区画とすること。 (衛生等管理要領)	一般に準じる。	
履物置場	<input type="checkbox"/> 適当な規模 (条例第4条1号ニ)	適用なし。 (入浴者数に応じた履物保管設備を設けること。 (衛生等管理要領))	
受付	<input type="checkbox"/> 適当な規模 (条例第4条1号ホ)	適用なし。	
脱衣場	<input type="checkbox"/> おおむね10㎡以上であること。 (条例第4条1号ヘ(一)) (入浴者数、浴場の規模に応じた広さとする。※1参照) <input type="checkbox"/> 床面は耐水性の材料とすること。 (衛生等管理要領) <input type="checkbox"/> 適当な換気設備・採光の十分な窓または照明装置を設けること。 (条例第4条1号ハ(一)、(二)) <input type="checkbox"/> 十分な数の施錠できる脱衣箱及び予備の脱衣かごを備えること。※2参照 (条例第4条1号ヘ(二)) <input type="checkbox"/> 洗面設備、飲料水供給設備を設けること。 (衛生等管理要領)	面積の適用なし。 (入浴者数、浴場の規模に応じた広さとする。こと。※1参照) 他は一般に準じる。	
浴室	洗い場	<input type="checkbox"/> おおむね10㎡以上であること。 (条例第4条1号ト(一)) (入浴者数、浴場の規模に応じた広さとする。※3参照) <input type="checkbox"/> 適当な換気設備等を設けること。 (条例第4条1号ハ(一)) <input type="checkbox"/> 採光の十分な窓または照明装置を設けること。 (条例第4条1号ハ(二)) <input type="checkbox"/> 床及び壁の下部(約1m)は耐水性の材料であること。 (条例第4条1号ト(二)) <input type="checkbox"/> 床面はすべりにくい材質・構造とすること。 (衛生等管理要領) <input type="checkbox"/> 床に勾配及び溝を設けること。 (条例第4条1号ト(三)) なお、勾配はおおむね1.5/100以上とする。 (衛生等管理要領) <input type="checkbox"/> 十分な数の給湯栓、給水栓、洗い桶、腰掛けを備えること。※4参照 (条例第4条1号ト(四))	面積の適用なし。 (入浴者数、浴場の規模に応じた広さとする。こと。※3参照) 他は一般に準じる。
	浴槽	<input type="checkbox"/> 主浴槽の面積：おおむね3.24㎡以上。※5参照 (条例第4条1号チ(一)) <input type="checkbox"/> 出入のための階段を設けること。 (条例第4条1号チ(二)) (手すり等の設置が望ましい。) <input type="checkbox"/> 耐水性の材料であること。 (条例第4条1号チ(二)) <input type="checkbox"/> 縁の高さは、洗い場の床からおおむね10cm以上とすること。 (条例第4条1号チ(三)) なお、15cm以上が望ましい。 (衛生等管理要領) <input type="checkbox"/> 送り湯式もしくは蒸気式または浴槽内を十分に清掃できる構造とすること。 (条例第4条1号チ(四))	面積の適用なし。 (入浴者数、浴場の規模に応じた広さとする。こと。※5参照) 階段の適用なし。 (手すり及び内側に踏み段を設けること。(衛生等管理要領)) 他は一般に準じる。

<p>蒸気（熱気） 使用入浴設備 （サウナ等）</p>	<p><input type="checkbox"/>外部から内部温度の識別・調整ができること。（条例第4条1号ア（一））</p> <p><input type="checkbox"/>放熱設備が直接入浴者の身体に接しない構造とすること。（条例第4条1号ア（二））</p> <p><input type="checkbox"/>内部を確認できる窓を設けること。（衛生等管理要領）</p> <p><input type="checkbox"/>入浴者の安全のため、非常用ブザー等を設けること。（衛生等管理要領）</p>	<p>一般に準じる。</p>
<p>排 水</p>	<p><input type="checkbox"/>汚水は適正に処理し、かつ他に著しい悪影響を与えないこと。（条例第4条1号ワ）</p>	<p>一般に準じる。</p>
<p>便 所</p>	<p><input type="checkbox"/>男女別に設け、浴場内から利用できること。（条例第4条1号カ（一）） （高齢者・小児等にも配慮した便器を設けることが望ましい。） （衛生等管理要領）</p> <p><input type="checkbox"/>換気、採光、照明、昆虫等防除の設備を施すこと。（条例第4条1号カ（二））</p> <p><input type="checkbox"/>流水式手洗い設備を施すこと。（条例第4条1号カ（三））</p>	<p>一般に準じる。</p>
<p>その他の設備</p>	<p><input type="checkbox"/>ろ過器を設置する場合、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換ができるものであること。（条例第4条1号リ）</p> <p>注 ろ過器は浴槽ごとに設置することが望ましく、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有すること。（衛生等管理要領）</p> <p><input type="checkbox"/>ろ過器の前に集毛器を置くこと。（条例第4条1号リ）</p> <p><input type="checkbox"/>気泡発生装置、ジェット噴射装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。（条例第4条1号ヌ）</p> <p>注 気泡発生装置等を設置する場合は、点検、清掃及び排水が容易で、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。（衛生管理要領）</p> <p><input type="checkbox"/>内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。（条例第4条1号ル）</p> <p><input type="checkbox"/>浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。（衛生等管理要領）</p> <p><input type="checkbox"/>循環ろ過湯水の補給口は浴槽の底部に近い部分とし、誤飲及びエアロゾルの発生が防止できること。（衛生等管理要領）</p> <p>注 ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、誤飲を防ぐための措置を講ずること。（条例第5条17号）</p> <p><input type="checkbox"/>浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器に入る直前に設置されていること。</p> <p>注 循環配管を設置している場合に、浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。（構造上困難な場合は除く。）（条例第5条10号）</p> <p><input type="checkbox"/>打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。（衛生等管理要領）</p> <p>注1 気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないように努めること。（条例第5条13号）</p> <p>注2 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないように努めること。（条例第5条14号）</p> <p>注3 シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。（条例第5条15号）</p>	<p>一般に準じる。</p>

<p>その他の設備</p>	<p>□オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。</p> <p>ただし、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、内部清掃が容易な位置・構造であって、回収槽内の湯水を消毒できる設備を備えている場合は、この限りでない。 (衛生等管理要領)</p> <p>注 オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、オーバーフロー還水管及び回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。(条例第5条12号)</p> <p>□貯湯槽、配管等は、清掃が容易にでき、完全に排水ができるなど、生物膜の発生の防止及びその除去ができる構造とするよう努めること。 (条例第5条16号)</p> <p>注1 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。</p> <p>注2 貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。</p> <p>注3 水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。</p> <p>注4 調節箱は清掃しやすく、塩素消毒が行えること。(注1～4 衛生等管理要領)</p> <p>□原湯を貯留する貯湯槽の温度を、湯の補給口、底部等に至るまで60℃に保ち、かつ、最大使用時においても55℃に保つ能力を有する加温設備を設置すること。これにより難い場合は、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。 (衛生等管理要領)</p> <p>□露天風呂を設ける場合、屋外には洗い場を設けないこと。(衛生等管理要領)</p>	<p>一般に準じる。</p>
---------------	--	----------------

【参照：公衆浴場における衛生等管理要領】

※1 脱衣室の床面積（洗濯機、乾燥機、自動販売機等の面積を除く。）は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 20 / 60 \times 1.1 \text{ m}^2 \times 1.5$$

（注）毎時最大浴場利用人員…おおむね、平均人員の2倍

2.0 ……着脱衣、休憩等に要する時間（分）

1.1 m² ……入浴者1人当たりの衣服の着脱等に要する面積

1.5 ……脱衣箱、通路、洗面化粧等に要する面積

※2 脱衣箱(かご)の数は、次により算出される数以上であることが望ましいこと。

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 50 / 60$$

（注）50 ……浴場利用時間（分）

※3 洗い場の面積は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 20 / 60 \times 1.1 \text{ m}^2 \times 1.5$$

（注）2.0 ……洗い場使用時間（分）

1.1 m² ……入浴者1人当たりの洗い場使用面積

1.5 ……通路等に要する面積の係数

※4 給水（湯）栓は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される数（組）以上であることが望ましいこと。

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 20 / 60$$

（注）2.0 ……洗い場使用時間（分）

給水（湯）栓は他の組の中心点との距離がおおむね70cm以上であること。

なお、90cm程度の間隔が望ましいこと。

※5 浴槽内面積の合計は、男女それぞれその入浴者数に応じ、次により算出される面積以上であることが望ましいこと。

$$\text{毎時最大浴場利用人員} \times 10 / 60 \times 0.7 \text{ m}^2 \times 1.2$$

（注）1.0 ……浴槽使用時間（分）

0.7 m² ……入浴者1人当たりの浴槽使用面積

1.2 ……浴槽内の踏段、注（湯水）口等に要する面積の係数